

愛知県公報

発行 / 愛知県 編集 / 総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

| | | | |
|--|-------|---------|-----|
| 農業振興地域の指定の一部改正 (平成12年愛知県告示第874号の一部改正) | 第415号 | (農業振興課) | 491 |
| 農業振興地域の指定の一部改正 (平成12年愛知県告示第875号の一部改正) | 第416号 | (同) | 491 |
| 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づく愛知県緑化推進委員会の名称変更 | 第417号 | (森林保全課) | 492 |
| 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定 | 第418号 | (河川課) | 492 |
| 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定 | 第419号 | (同) | 492 |
| 特定都市河川浸水被害対策法施行令第8条第2項の基準降雨 | 第420号 | (同) | 492 |
| 公有水面埋立ての ^{しゅん} 竣功認可 | 第421号 | (港湾課) | 493 |

公告

| | | |
|-------------------------------------|---------|-----|
| 大規模小売店舗の新設の届出 | (商業流通課) | 494 |
| 愛知県農業総合試験場で使用する電気に関する一般競争入札の実施 | (農業経営課) | 495 |
| 土地改良区定款の変更認可 (碧南市土地改良区及び小川土地改良区) | (農地計画課) | 497 |
| 土地改良区の解散認可 | (同) | 497 |
| 開発行為の許可に基づく工事完了 | (建築指導課) | 497 |

告示

愛知県告示第415号

平成12年愛知県告示第874号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成23年 7月 1日

愛知県知事 大村 秀章

表一色の項から幡豆の項までを削る。

別表愛知県西三河農林水産事務所の項を削る。

愛知県告示第416号

平成12年愛知県告示第875号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成23年 7月 1日

愛知県知事 大村 秀章

「別図第3号-2」を「別図第3号-3」に改める。

| 時 | 分 | 降雨強度 (mm/h) | 時 | 分 | 降雨強度 (mm/h) | 時 | 分 | 降雨強度 (mm/h) | 時 | 分 | 降雨強度 (mm/h) |
|---|---------|----------------|----|---------|----------------|----|---------|----------------|----|---------|----------------|
| 0 | 0 - 10 | 2.5 | 6 | 0 - 10 | 4.4 | 12 | 0 - 10 | 77.1 | 18 | 0 - 10 | 4.2 |
| | 10 - 20 | 2.5 | | 10 - 20 | 4.5 | | 10 - 20 | 47.2 | | 10 - 20 | 4.1 |
| | 20 - 30 | 2.5 | | 20 - 30 | 4.6 | | 20 - 30 | 34.5 | | 20 - 30 | 4.0 |
| | 30 - 40 | 2.5 | | 30 - 40 | 4.7 | | 30 - 40 | 27.4 | | 30 - 40 | 4.0 |
| | 40 - 50 | 2.6 | | 40 - 50 | 4.8 | | 40 - 50 | 22.8 | | 40 - 50 | 3.9 |
| | 50 - 60 | 2.6 | | 50 - 60 | 4.9 | | 50 - 60 | 19.6 | | 50 - 60 | 3.8 |
| 1 | 0 - 10 | 2.6 | 7 | 0 - 10 | 5.1 | 13 | 0 - 10 | 17.2 | 19 | 0 - 10 | 3.7 |
| | 10 - 20 | 2.7 | | 10 - 20 | 5.2 | | 10 - 20 | 15.4 | | 10 - 20 | 3.7 |
| | 20 - 30 | 2.7 | | 20 - 30 | 5.4 | | 20 - 30 | 13.9 | | 20 - 30 | 3.6 |
| | 30 - 40 | 2.7 | | 30 - 40 | 5.6 | | 30 - 40 | 12.7 | | 30 - 40 | 3.5 |
| | 40 - 50 | 2.8 | | 40 - 50 | 5.7 | | 40 - 50 | 11.7 | | 40 - 50 | 3.5 |
| | 50 - 60 | 2.8 | | 50 - 60 | 5.9 | | 50 - 60 | 10.9 | | 50 - 60 | 3.4 |
| 2 | 0 - 10 | 2.9 | 8 | 0 - 10 | 6.2 | 14 | 0 - 10 | 10.2 | 20 | 0 - 10 | 3.3 |
| | 10 - 20 | 2.9 | | 10 - 20 | 6.4 | | 10 - 20 | 9.5 | | 10 - 20 | 3.3 |
| | 20 - 30 | 2.9 | | 20 - 30 | 6.6 | | 20 - 30 | 9.0 | | 20 - 30 | 3.2 |
| | 30 - 40 | 3.0 | | 30 - 40 | 6.9 | | 30 - 40 | 8.5 | | 30 - 40 | 3.2 |
| | 40 - 50 | 3.0 | | 40 - 50 | 7.2 | | 40 - 50 | 8.1 | | 40 - 50 | 3.1 |
| | 50 - 60 | 3.1 | | 50 - 60 | 7.5 | | 50 - 60 | 7.7 | | 50 - 60 | 3.1 |
| 3 | 0 - 10 | 3.1 | 9 | 0 - 10 | 7.9 | 15 | 0 - 10 | 7.4 | 21 | 0 - 10 | 3.0 |
| | 10 - 20 | 3.2 | | 10 - 20 | 8.3 | | 10 - 20 | 7.1 | | 10 - 20 | 3.0 |
| | 20 - 30 | 3.2 | | 20 - 30 | 8.8 | | 20 - 30 | 6.8 | | 20 - 30 | 3.0 |
| | 30 - 40 | 3.3 | | 30 - 40 | 9.3 | | 30 - 40 | 6.5 | | 30 - 40 | 2.9 |
| | 40 - 50 | 3.3 | | 40 - 50 | 9.8 | | 40 - 50 | 6.3 | | 40 - 50 | 2.9 |
| | 50 - 60 | 3.4 | | 50 - 60 | 10.5 | | 50 - 60 | 6.0 | | 50 - 60 | 2.8 |
| 4 | 0 - 10 | 3.4 | 10 | 0 - 10 | 11.3 | 16 | 0 - 10 | 5.8 | 22 | 0 - 10 | 2.8 |
| | 10 - 20 | 3.5 | | 10 - 20 | 12.2 | | 10 - 20 | 5.7 | | 10 - 20 | 2.8 |
| | 20 - 30 | 3.6 | | 20 - 30 | 13.3 | | 20 - 30 | 5.5 | | 20 - 30 | 2.7 |
| | 30 - 40 | 3.6 | | 30 - 40 | 14.6 | | 30 - 40 | 5.3 | | 30 - 40 | 2.7 |
| | 40 - 50 | 3.7 | | 40 - 50 | 16.2 | | 40 - 50 | 5.2 | | 40 - 50 | 2.7 |
| | 50 - 60 | 3.8 | | 50 - 60 | 18.3 | | 50 - 60 | 5.0 | | 50 - 60 | 2.6 |
| 5 | 0 - 10 | 3.8 | 11 | 0 - 10 | 21.1 | 17 | 0 - 10 | 4.9 | 23 | 0 - 10 | 2.6 |
| | 10 - 20 | 3.9 | | 10 - 20 | 24.9 | | 10 - 20 | 4.8 | | 10 - 20 | 2.6 |
| | 20 - 30 | 4.0 | | 20 - 30 | 30.5 | | 20 - 30 | 4.6 | | 20 - 30 | 2.5 |
| | 30 - 40 | 4.1 | | 30 - 40 | 39.8 | | 30 - 40 | 4.5 | | 30 - 40 | 2.5 |
| | 40 - 50 | 4.2 | | 40 - 50 | 58.3 | | 40 - 50 | 4.4 | | 40 - 50 | 2.5 |
| | 50 - 60 | 4.3 | | 50 - 60 | 120.8 | | 50 - 60 | 4.3 | | 50 - 60 | 2.4 |

備考 時及び分の欄は、降雨の降り始めからの時間を表すものとする。

愛知県告示第421号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、公有水面埋立てを次のように竣功認可した。

しゅん

平成23年7月1日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 認可年月日
平成23年6月9日
- 2 認可を受けた者
愛知県
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
豊川市御津町御幸浜一号地1番1の地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点のうち⑫の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線、⑯の地点から244度36分41秒、452.77mの地点を円心とする半径452.77mの円周で⑯の地点と⑮の地点を結ぶ東側の円弧、⑮の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び⑫の地点と⑬の地点を結んだ線により囲まれた区域。
⑫の地点 国土地理院四等三角点 大恩寺山（北緯34度49分06.585秒、東経137度18分42.891秒）から181度37分27秒、2,114.66mの地点
④の地点 ⑫の地点から169度02分03秒、38.64mの地点
⑤の地点 ④の地点から252度59分28秒、291.75mの地点
⑥の地点 ⑤の地点から343度01分56秒、0.59mの地点
④④の地点 ⑥の地点から342度59分28秒、80.86mの地点
④③の地点 ④④の地点から252度59分30秒、149.72mの地点
④②の地点 ④③の地点から342度59分28秒、68.55mの地点
③②の地点 ④②の地点から72度59分27秒、251.90mの地点
⑯の地点 ③②の地点から156度38分10秒、2.19mの地点
⑮の地点 ⑯の地点から160度03分22秒、85.92mの地点
⑭の地点 ⑮の地点から96度34分57秒、13.14mの地点
⑬の地点 ⑭の地点から157度50分24秒、18.48mの地点
 - (3) 面積
33,650.52m²
- 4 埋立ての免許年月日及び番号
平成8年6月5日付け 7令港第3-2号
- 5 埋立てに関する図書の閲覧場所
豊川市役所

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成23年7月1日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社カネス工商事
一宮市下川田町五丁目2番地
代表取締役 牛田 彰
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）カネス工長久手卯塚店
愛知郡長久手町長湫南部土地区画整理事業地内18街区
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年2月16日
- 4 大規模小売店舗の概要

| 届 出 事 項 | | 概 要 |
|---------------|---------------------|---------------------|
| 小売業を行う者 | 氏 名 又 は 名 称 | 株式会社カネス工商事 |
| | 代 表 者 の 氏 名 | 代表取締役 牛田 彰 |
| | 住 所 | 一宮市下川田町五丁目2番地 |
| | そ の 他 小 売 業 を 行 う 者 | なし |
| 店 舗 面 積 の 合 計 | | 2,322m ² |

| | | | |
|---------------|----------------------------|------|------------------------------|
| 施設の配置に関する事項 | 駐 車 場 | 位 置 | 縦覧による |
| | | 収容台数 | 277台 |
| | 駐 輪 場 | 位 置 | 縦覧による |
| | | 収容台数 | 66台 |
| | 荷さばき施設 | 位 置 | 縦覧による |
| | | 面 積 | 74.65m ² |
| | 廃棄物等の保管施設 | 位 置 | 縦覧による |
| | | 容 量 | 34.73m ³ |
| 施設の運営方法に関する事項 | 小売業を行う者の開店時刻 | | 午前7時 |
| | 小売業を行う者の閉店時刻 | | 午後10時 |
| | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | | 午前6時30分から午後10時30分（一部午後10時）まで |
| | 駐車場の自動車の出入口 | 数 | 2箇所 |
| | | 位 置 | 縦覧による |
| | 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | | 24時間 |

5 届出の日

平成23年 6 月15日

6 届出等の縦覧場所

愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1 - 2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成23年 7 月 1 日（金）から平成23年11月 1 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

平成23年11月 1 日（火）

愛知県産業労働部商業流通課

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

平成23年 7 月 1 日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

愛知県農業総合試験場で使用する電気

予定使用電力量 2,842,000kWh

(2) 調達案件の仕様等

「入札説明書」で示す仕様とします。

(3) 履行期間

平成23年10月 1 日（土）から平成24年 9 月30日（日）まで

(4) 履行場所

愛知県農業総合試験場（愛知郡長久手町大字岩作字三ヶ峯1 - 1）

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、事前に県の承認を得て、書面による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（平成22年4月～平成24年3月）「1 物品の製造・販売」のうち「35.電力」に登録されている者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により経済産業大臣の許可を受けている一般電気事業者又は同法第16条の2第1項の規定により経済産業大臣に届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (5) 平成22年度において、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定による勧告を受けていない者であること。
- (6) 「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成23年6月10日付け23大気第198-1号愛知県環境部長通知。以下「環境配慮方針」という。）の別表1「愛知県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価項目の評価点の合計点数が70点以上の者であること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

平成23年8月17日（水）から平成23年8月26日（金）までの電子入札システムの稼働時間内に、同システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

電子入札システムにより難しい場合は、平成23年8月17日（水）から平成23年8月26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、(4)の場所において随時交付します。

(2) 入札期間

平成23年9月1日（木）午前9時から平成23年9月7日（水）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

平成23年9月8日（木） 午前10時

愛知県農業総合試験場

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県農業総合試験場管理部会計課会計グループ

愛知郡長久手町大字岩作字三ヶ峯1-1（郵便番号480-1193）

電話（0561）62-0085 内線318

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加する者は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を提出しなければなりません。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

ア 競争入札参加資格確認申請書及び2(4)の資格を有することを証明する書類

平成23年8月17日（水）午前10時から平成23年8月26日（金）午後5時までの間に、電子入札システムにより、又は3(4)の場所に提出してください（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）

イ 2(5)及び2(6)の資格を有することを証明する書類

平成23年8月22日（月）午後5時までに書面により、2(5)及び2(6)のうち環境配慮方針第6条に係るものについては愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室温暖化対策グループに、2(6)のうち環境配慮方針第7条に係るものについては3(4)の場所に提出してください。ただし、既に当該書類を提出済みである場合は、この限りではありません。

- (6) 落札者の決定方法
財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) その他
詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased : Electricity to be used in Aichi Agricultural Research Center. Estimated amount required 2,842,000 kWh.
- (2) Bidding period : 9 : 00 a.m., September 1, 2011 - 5 : 00 p.m., September 7, 2011
- (3) Contact point for the notice : Accounting Group, Administration Division, Aichi Agricultural Research Center 1-1 Sagamine, Yazako, Nagakute town, Aichi-gun, Aichi 480-1193 Japan
Tel. 0561-62-0085 Ext. 318

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区定款の変更を平成23年6月27日認可した。

平成23年 7月 1日

愛知県知事 大村 秀章

碧南市土地改良区定款
小川土地改良区定款

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定に基づき、葵土地改良区の解散を平成23年6月30日認可した。

平成23年 7月 1日

愛知県知事 大村 秀章

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の工事は完了した。

平成23年 7月 1日

愛知県知事 大村 秀章

| 許可番号 | 許可年月日 | 検査済証 交付年月日 | 申請者氏名 | 申請者住所 | 開発地域の名称 | 開発区域 の面積 |
|---------------|---------------|---------------|-----------------------------|-----------------|------------------------------|-------------|
| 22海建 63-98 | 平成 23.1.18 | 平成 23.6.20 | 林 良次 | 弥富市鯛浦町水上39-1 | 弥富市鯛浦町上本田143-1 | 535.87 ㎡ |
| 23尾建 96-37 | 23.5.2 | 23.6.20 | トータルシステム株式会社 代表取締役 川本 康弘 | 尾張旭市柏井町弥栄9-1 | 尾張旭市東印場町2-9-1ほか2筆 | 1,312.55 |
| 19海建 63-93 | 19.11.21 | 23.6.22 | 潮見志穂美 | 津島市青塚町5-124 | 津島市青塚町5-207-2及び 5-208 | 474.38 |
| 22海建 63-95 | 23.1.26 | 23.6.22 | カネ幸株式会社 代表取締役 伊藤 幸一 | 名古屋市中川区昭明町5-1-3 | 愛西市東保町宗十1-1及び 天王田24-1ほか2筆 | 1,682.18 |
| 22海建 63-57 | 22.10.18 | 23.6.23 | 箕浦 麻美 | あま市篠田上大門73-1 | あま市篠田木折前14 | 367.49 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の工事は完了した。

平成23年 7月 1日

愛知県知事 大村 秀章

| 許可番号 | 許可年月日 | 検査済証 交付年月日 | 申請者氏名 | 申請者住所 | 開発地域の名称 | 工区 | 開発区域 の面積 |
|----------------|--------------|---------------|------------------------------|------------------|----------------------|------|----------------|
| 22尾建 96-145 | 平成 23.4.4 | 平成 23.6.15 | 株式会社新日鉄都市開発 代表取締役 正賀 晃 | 東京都中央区日本橋一丁目13-1 | 豊明市間米町榎山884ほか 42筆 | 第2工区 | 10,701.13 ㎡ |

